

技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十二月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第二十一号

技能労務職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則

(技能労務職員の給与等に関する規則の一部改正)

第一条 技能労務職員の給与等に関する規則(昭和三十二年十月奈良県規則第六十二号

一)の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一(第4条関係)

技能労務職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	136,200	187,400	208,500	254,100
	2	137,100	188,700	209,700	255,300
	3	138,100	190,100	211,100	256,300
	4	139,000	191,300	212,300	257,400
	5	140,000	192,300	213,600	258,300
	6	141,000	193,800	215,000	259,300
	7	142,000	195,200	216,400	260,400
	8	143,000	196,500	217,800	261,300
	9	143,800	197,900	219,100	262,200
	10	144,800	198,900	220,700	262,900
	11	145,800	200,200	222,300	263,800
	12	146,900	201,200	223,700	264,700
	13	147,700	202,400	224,900	265,700
	14	148,700	203,500	226,400	266,700
	15	149,800	204,600	227,900	267,600
	16	150,800	205,700	229,200	268,500
	17	151,900	206,600	230,000	269,400
	18	153,300	207,700	230,700	270,500
	19	154,500	208,700	231,600	271,500
	20	155,700	209,700	232,600	272,300
	21	156,800	210,600	233,200	273,200
	22	158,000	211,700	234,700	274,100
	23	159,200	212,800	236,000	275,100
	24	160,400	213,700	237,000	275,900
	25	161,500	214,600	238,300	276,500
	26	163,000	215,500	239,500	277,300
	27	164,500	216,200	240,800	278,200
	28	166,000	217,100	242,000	279,100
	29	167,400	217,900	242,800	280,000
	30	168,800	219,100	244,000	281,100
	31	170,300	220,100	245,200	282,100
	32	171,800	220,900	246,300	283,100
	33	173,100	221,500	247,400	283,800
	34	174,800	222,500	248,400	284,700
	35	176,500	223,600	249,500	285,600
	36	178,200	224,700	250,500	286,700
	37	179,900	225,200	251,600	287,300
	38	181,300	226,300	252,500	288,200
	39	183,000	227,400	253,500	289,100
	40	184,500	228,400	254,500	290,000
	41	185,800	229,200	255,500	290,600
	42	187,200	230,200	256,700	291,600
	43	188,500	231,200	257,600	292,600
	44	189,900	232,100	258,900	293,500

再任
用職
員以
外の
職員

45	191,400	233,000	259,600	294,200
46	192,700	233,900	260,600	295,100
47	194,100	234,700	261,700	296,000
48	195,500	235,400	262,600	296,900
49	196,800	236,300	263,700	297,600
50	197,900	237,300	264,700	298,200
51	199,000	238,300	265,800	298,900
52	200,200	239,300	266,500	299,700
53	201,300	240,300	267,200	300,300
54	202,400	241,300	268,000	301,100
55	203,300	242,000	269,000	301,800
56	204,400	242,700	270,000	302,500
57	205,500	243,500	270,800	303,200
58	206,400	244,400	271,800	303,900
59	207,400	245,300	272,900	304,700
60	208,400	246,000	273,900	305,400
61	209,500	246,800	274,900	306,000
62	210,400	247,600	276,000	306,700
63	211,300	248,500	276,800	307,400
64	212,200	249,200	277,900	308,100
65	212,800	250,000	278,700	308,600
66	213,600	250,600	279,500	309,100
67	214,300	251,300	280,300	309,700
68	215,000	251,800	281,100	310,300
69	215,400	252,500	281,700	310,900
70	215,800	253,100	282,500	311,300
71	216,100	253,500	283,300	311,800
72	216,400	253,900	284,000	312,300
73	216,600	254,100	284,800	312,600
74	217,000	254,500	285,500	313,100
75	217,400	255,000	286,300	313,600
76	218,000	255,500	287,100	314,000
77	218,200	255,800	287,700	314,200
78	218,700	256,200	288,200	314,500
79	219,100	256,700	288,700	314,800
80	219,500	257,200	289,100	315,100
81	220,000	257,500	289,500	315,400
82	220,300	257,800	289,900	315,700
83	220,600	258,100	290,400	316,000
84	221,000	258,400	290,900	316,300
85	221,500	258,600	291,300	316,500
86	221,900	258,800	291,900	316,900
87	222,300	259,100	292,500	317,200
88	223,000	259,400	293,100	317,400
89	223,400	259,600	293,400	317,600
90	223,900	259,800	293,900	317,900
91	224,400	260,200	294,400	318,200
92	224,800	260,400	294,800	318,500
93	225,100	260,700	295,200	318,700
94	225,500	261,100	295,700	319,000

95	225,900	261,400	296,200	319,300
96	226,200	261,700	296,700	319,500
97	226,500	261,900	297,000	319,700
98	226,900	262,200	297,400	320,000
99	227,300	262,400	297,900	320,300
100	227,700	262,700	298,400	320,500
101	228,100	263,000	298,800	320,700
102	228,500	263,200	299,200	
103	228,900	263,500	299,500	
104	229,300	263,800	299,800	
105	229,700	264,000	300,100	
106	230,200	264,200	300,500	
107	230,500	264,500	300,900	
108	230,900	264,700	301,300	
109	231,100	265,000	301,600	
110	231,500	265,300	302,000	
111	232,000	265,600	302,400	
112	232,400	265,800	302,700	
113	232,600	266,000	302,900	
114	233,100	266,300	303,200	
115	233,600	266,500	303,500	
116	234,100	266,700	303,700	
117	234,400	267,000	303,900	
118	234,800	267,300	304,200	
119	235,200	267,600	304,500	
120	235,600	267,900	304,700	
121	236,000	268,100	304,900	
122		268,300	305,200	
123		268,600	305,500	
124		268,900	305,700	
125		269,100	305,900	
126		269,300	306,200	
127		269,600	306,500	
128		269,900	306,700	
129		270,100	306,900	
130		270,300	307,200	
131		270,600	307,500	
132		270,900	307,700	
133		271,100	307,900	
134		271,300		
135		271,600		
136		271,900		
137		272,100		
再任用職員	193,600	204,700	223,200	244,000

第二条 技能労務職員の給与等に関する規則の一部を次のように改正する。
 第四条の二ただし書中「第二条」を「第二条第四項第一号」に、「とする」を「とし、同項第二号の別表第三に掲げる調整基本額は、別表第二の三に定める調整基本額

70
72
74
76
79
82
85

を

71
74
77
80
82
84
86

に改める。

53
54
55
56
58
60
62

を

54
56
58
60
61
62
63

に、

別表第四の二中

106
110
114
118
120

を

107
112
117
121
121

に、

56
56
56
57
57
57
58
58
58
59
59

に改める。

57
57
58
58
58
59
59
59
60

を

53
54
54
54
55
55
55

43
44
44
45
46
47
48
49
50

に、

54
54
55
55
56
56
57

42
43
44
45
45
46
46
47
47
47
48
48
49
50

を

41
42
42
42
43

を

56
57
57
57
57
57
58
58
58
58
58
59
59
59
59
59

に、

別表第四中

57
57
57
57
57
58
58
58
58
58
59
59
59
59
60
60
61

とする」に改める。

第六条第三項中「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」を「職員の定年等に関する条例（昭和五十九年三月奈良県条例第十七号）第十二条又は第十三条第一項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の二項を加える。

（定年の引上げに伴う給与に関する特例措置）

15 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が六十歳に達した日後における最初の四月一日以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第五条第一項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第二項から第六項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。）とする。

16 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

一 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

二 職員の定年等に関する条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務している職員（同条例第二条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

別表第一の表再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

	基 準 給 料 月 額 円	基 準 給 料 月 額 円	基 準 給 料 月 額 円	基 準 給 料 月 額 円
定年再任用職員	193,600	204,700	223,200	244,000

別表第二の二の次に次の一表を加える。

別表第二の三（第4条の2関係）

調整基本額表

職務の級	調整基本額
1級	5,800円
2級	6,100円
3級	6,700円
4級	7,300円

(技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第三条 技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則(平成二十一年三月奈良県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

附則第七条第一項第一号中「地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を「職員の定年等に関する条例(昭和五十九年三月奈良県条例第十七号)第十二条又は第十三条第一項の規定により採用された職員」に改め、「第三条第三項」の下に「又は第五項」を加える。

附則に次の三条を加える。

第十条 附則第五条の規定による給料が支給される職員であつて、技労規則附則第十五項の規定の適用を受ける職員にあつては、附則第五条の規定にかかわらず、技能規則附則第十五項に定める給料月額のほか、当該職員が六十歳に達した日後における最初の四月一日の前日における当該職員の受ける給料の月額に百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。)と技能規則附則第十五項に定める給料月額との差額を給料として支給する。

第十一条 前条の規定による給料を支給される職員に関する技労規則第四条の二及び第六条第二項の規定によりその例によることとされる給与条例第七条第二項及び第十九条第五項(給与条例第二十条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用については、附則第六条の規定にかかわらず、給与条例第七条第二項中「調整前における給料月額」とあるのは「技能労務職員の給与等に関する規則(昭和三十二年十月奈良県規則第六十二号。以下「技労規則」という。)附則第十五項の規定により得られる額と技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則(平成二十一年三月奈良県規則第三十七号。以下「平成二十一年改正規則」という。)附則第十条の規定による給料の額との合計額」と、給与条例第十九条第五項中「給料月額」とあるのは「技労規則附則第十五項の規定により得られる額と平成二十一年改正規則附則第十条の規定による給料の額との合計額」とする。

第十二条 附則第七条の規定による給料の調整額が支給される職員であつて、技労規

則附則第十五項の規定の適用を受ける職員にあっては、附則第七条の規定にかかわらず、技労規則第四条の二の規定による給料の調整額のほか、附則第七条に規定する給料の調整額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）を給料の調整額として支給する。

附 則

（施行期日等）

1 この規則は、令和四年十二月二十六日から施行する。ただし、第二条及び第三条の規定は、令和五年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の技能労務職員の給与等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和四年四月一日から適用する。

（第一条の規定の施行に伴う経過措置）

3 令和四年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号給がこの規則による改正前の技能労務職員の給与等に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。

4 この規則の施行の日から令和五年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に任命権者の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

（給与の内払）

5 改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

（第二条の規定の施行に伴う経過措置）

6 第二条の規定による改正後の技能労務職員の給与等に関する規則附則第十五項の規

定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第三条第五項又は職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年十月奈良県条例第十四号。以下「令和四年改正条例」という。）附則第二条第一項の規定により勤務している職員（以下「勤務延長職員」という。）には適用しない。

7 暫定再任用職員（令和四年改正条例附則第三条第一項若しくは第二項、第四条第一項若しくは第二項、第五条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項及び次項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される技能労務職員の給与等に関する規則第四条第一項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同規則第五条第一項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

8 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号）第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月奈良県条例第二十九号）第十二条の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三月奈良県条例第二十九号）第三条第一項又は第五項の規定により定められた勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

9 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される技能労務職員の給与等に関する規則第四条第一項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同規則第五条第一項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三月奈良県条例第二十九号）第三条第三項又は第五項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第一項又は第五項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

10 前三項に定めるもののほか、暫定再任用職員の給与については、当該暫定再任用職

員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合における一般職の職員の給与に関する条例（昭和三十二年九月奈良県条例第三十三号）の適用を受ける職員の例による。

（第三条の規定の施行に伴う経過措置）

- 11 第三条の規定による改正後の技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則附則第十条、十一条及び第十二条の規定は、勤務延長職員には適用しない。